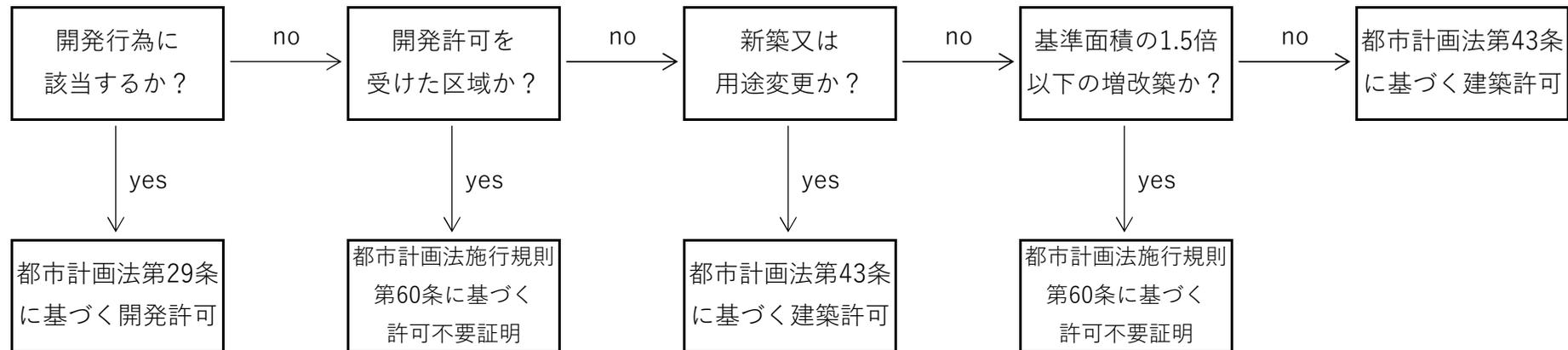


## ■旭ヶ丘地区の概要

1. 名称：都市計画法第34条第11号に基づく北海道条例による指定区域（平成18年2月24日北海道告示第152、153号）
2. 地区名：旭ヶ丘地区（旭ヶ丘①地区、旭ヶ丘②地区）
3. 建ぺい率、容積率：60%、200%
4. 用途地域：無指定（市街化調整区域）
5. 建築可能な建築物
  - （1）旭ヶ丘①地区：第2種中高層住居専用地域に建築可能な用途
  - （2）旭ヶ丘②地区：第2種低層住居専用地域に建築可能な用途（高さ10m以下）
6. 建築等に際し必要な手続き



※建築行為等を行う敷地が開発許可を受けた区域か否かについては、お問い合わせください。

※都市計画法施行規則第60条に基づく許可不要証明書の要否については、建築確認申請を提出する機関へ確認をお願いいたします。

※基準面積とは、都市計画法の許可を受けた延べ床面積又は昭和46年5月15日（市街化調整区域の指定）時点の延べ床面積。